

入 札 説 明 書

舞鶴港巡視船建造工事 港4舞港巡建第1号に係る入札公告(令和4年4月19日付け京都府公報第302号。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和4年4月19日 金曜日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊
- 3 担当組織 〒624-0945 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階
京都府港湾局港湾企画課
電話番号 (0773)75-0192
FAX (0773)75-4375

4 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
舞鶴港巡視船建造工事
港4舞港巡建第1号
- (2) 業務の仕様等
別添「舞鶴港巡視船 主機関購入仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和5年3月25日まで
- (4) 納入場所 発注者指定の場所(巡視船建造工事受注造船所)

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)(別記第1号様式)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日(申請書の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 平成18年度以降に完工した日本小型船舶検査機構の検査による総トン数14トン以上のアルミニウム合金製の船舶に搭載したエンジン製造の実績を証明することができない者
 - オ 当該船舶エンジンの製造に必要な品質・施工管理において、適正な規定及び組織体制がとられていない者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。入札参加資格を有することを確認をした者には一般競争入札参加資格確認通知を行う。

(1) 提出期間

令和4年4月19日(火)から令和4年5月10日(火)までの間
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出方法

ア 持参の場合、提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合、書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(3) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和4年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者については、アからカまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

大分類「車両・船舶類」-小分類「船舶」

ア 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書(別記第2号様式)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書(別記第3号様式)

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書

カ 取引使用印鑑届(別記第4号様式)

キ 船舶搭載エンジン製造実績調書(別記第5号様式)

ク 品質・施工管理体制調書

ケ 5の(3)のカ及びキに該当しないことを証する書類(別記第6号様式)

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別記第7号様式)

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

(7) その他

- ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本府に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

- ア 提出期間

- 令和4年5月19日(木)午後5時まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること)

- イ 提出場所

- 3に同じ

- ウ 提出方法

- 任意の様式による書面を提出場所に持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

- (1) 質問については、別記様式に記入し、ファクシミリ(FAX (0773)75-4375)で3の場所へ提出すること。郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。質問の提出期限は、確認申請書及び資格確認資料にあっては令和4年4月25日(月)正午まで、設計図書にあっては令和4年5月20日(金)正午までとする。

- (2) 回答については、確認資料及び資格確認資料に関する質問にあっては速やかに、また、設計図書に関する質問にあっては、令和4年5月24日(火)に対象業者あてファクシミリにて送付する。

9 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年5月31日(火)午後2時

- イ 場所 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル8階 804会議室

- (2) 入札書を郵送する場合の提出期限

- ア 日時 令和4年5月30日(月)

- イ 提出先 3に同じ

- (3) 入札の方法

- 入札書(別紙様式)は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

- ア 入札書を持参する場合

- (ア) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名を持って代えることができる。以下同じ。)をしておかななくてはならない。(別紙様式)

- (イ) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「舞鶴港巡視船建造工事 港4舞港巡建第1号 入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

- (ウ) 入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

イ 入札書を郵送する場合

(ア) 郵便の種類は書留郵便とし、提出期限までに必着しなければならない。

(イ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(ウ) 入札書は二重封筒とし、表封筒に「舞鶴港巡視船建造工事 港4舞港巡建第1号 入札書在中」と朱書し、中封筒に入札書、資格確認通知書の写しを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、親展とする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000円」とする。

誤って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札した者のした入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書を持参するまで又は郵送により入札書が3の提出先に到達するまで、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

10 入札保証金

免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

12 開札

開札は9の(1)に掲げる日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

13 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第 6 号)第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

おって、落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

14 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものと見なす。

なお、郵送により入札を行う者は、入札書とともに再入札書を提出することとし、入札書とは別の中封筒に入れ「再入札書在中」と記載し同封することとする。

おって、郵送による入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が立ち会う場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

15 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 契約書作成の要否

要する

17 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

18 その他

- (1) この入札説明書に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 開札後、仮契約を締結するまでに本府の指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手續以外の目的で使用してはならない。
- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手續要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。